

山口県報

平成21年
8月25日
(火曜日)

目次

規則	—
山口県報発行規則の一部を改正する規則(学事文書課)	—
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)	—
訓令	—
山口県報発行手続規程の一部を改正する訓令(学事文書課)	三
告示	—
平成二十一年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	三
公告	—
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
契約の締結(地域医療推進室)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	四
県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	五
臨港地区の区域の案の縦覧(港湾課)	五



山口県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十九号

山口県報発行規則の一部を改正する規則

山口県報発行規則(昭和二十九年山口県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書に規定する場合において、水曜日が休日になるときは、火曜日に発行する県報については、その発行を休止する。

第六条を削る。

第七条中「外」を「ほか」に改め、同条を第六条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「定価一箇月金 円(送料共)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる届出をしようとする者は、当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 法第二十九条第二項の規定による届出 有料老人ホーム届出事項変更届(別記第十二号様式)

二 法第二十九条第三項の規定による届出 有料老人ホーム事業廃止届(別記第十三号様式)又は有料老人ホーム事業休止届(別記第十三号様式)

第十二条第二項中「前項」を「前項第二号」に、「別記第十三号様式」を「別記第十四号様式」に改める。

別記第十三号様式中「^{休止}有料老人ホーム事業廃止届」を「^{休止}有料老人ホーム事業休止届」
再開

「 休 止 再 開 した 」 や 「 休 止 した い 」 「 老 人 福 祉 法 第 29 条 第 2 項 の 」 や 「 老 人 福 祉 法 施 行 細 則 第 12 条 第 2 項 の 」

休 止 再 開	休 止 期 間	休 止 の 理 由	休 止 の 予 定 年 月 日	休 止 の 予 定 期 間	休 止 の 理 由
---------	---------	-----------	-----------------	---------------	-----------

に 改 め、 同 様 式 の 次 に 次 の 一 様 式 を 加 え る。

第14号様式 (第12条関係)

有 料 老 人 ホ ー ム 事 業 再 開 届

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵便番号
届 出 者 住 所 氏 名 印
(電 話 局 番)

下 記 の と お り 有 料 老 人 ホ ー ム 事 業 を 再 開 し た の で、 老 人 福 祉 法 施 行 細 則 第 12 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 届 け 出 ます。

記

名 称	
所 在 地	
休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
再 開 年 月 日	年 月 日

注 1 届 出 者 の 住 所 及 び 氏 名 は、 法 人 に あ つ て は、 そ の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 並 び に 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 を 記 入 す る こ と。

2 届 出 者 の 氏 名 を 自 署 し た と き は、 押 印 す る こ と を 要 し な い こ と。

備 考 用 紙 の 大 き さ は、 日 本 工 業 規 格 A 列 4 と す る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第5号

庁 中 一 般

山口県報発行手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県報発行手続規程の一部を改正する訓令

山口県報発行手続規程（昭和三十三年山口県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第六条」に改める。

第九条を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月二十五日から施行する。



山口県告示第三百二十九号

平成二十一年度地籍調査事業計画に関する告示（平成二十一年山口県告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

二 調査地域中「彦島江の浦町二丁目」の下に「彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町四丁目、彦島杉田町一丁目」を、「菊川町大字上岡枝」の下に「菊川町大字上保木、菊川町大字欒井、菊川町大字下保木」を加える。

山口県告示第三百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 区域の名称
- 差組(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	保 木	迫	一九四の一	一号
"	"	"	一三三	二号
"	"	"	二二の二	三号
"	"	"	二二の一	四号
"	"	"	一一	五号
"	"	"	一四〇	六号
"	"	"	一三九	七号
"	"	"	一四〇	八号
"	"	"	一四二	九号
"	"	差 組	四一五の一	十号
"	"	七 日 神 田	四一六の四地先	十一号
"	"	迫	四二地先	十二号
"	"	"	二〇の二	十三号
"	"	"	二〇五の一 地先	十四号
"	"	"	二〇八	十五号
"	"	"	一九三	十六号



(二六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十一年十月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 I K A C H I 国際舞台芸術祭

代 表 者 の 氏 名 久保田修治

主たる事務所の所在地 柳井市大字伊陸四六五番地の一

(二六九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

健康福祉部地域医療推進室 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県広域災害救急医療情報システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年七月二十七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

六 契約金額

三億四千四百三十万八千二百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年三月六日山口県公告(七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年八月二十五日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)宇部北琴芝複合店舗

所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(二七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年四月三日山口県公告(一一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年八月二十五日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二七二) 県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営下関南部地区農村振興総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類

県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十一年八月二十六日から同年九月十四日まで

- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二七三) 臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、特牛港臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年八月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 臨港地区の区域の案

- (一) 位置

下関市豊北町大字神田

- (二) 面積

二・二ヘクタール

- 二 臨港地区の区域の案の縦覧期間
平成二十一年八月二十五日から二週間
- 三 臨港地区の区域の案の縦覧場所
山口県土木建築部港湾課、下関土木建築事務所並びに下関市港湾局経営課及び下関市役所豊北総合支所

平成二十一年八月二十五日
発行

発行人

山口県知事